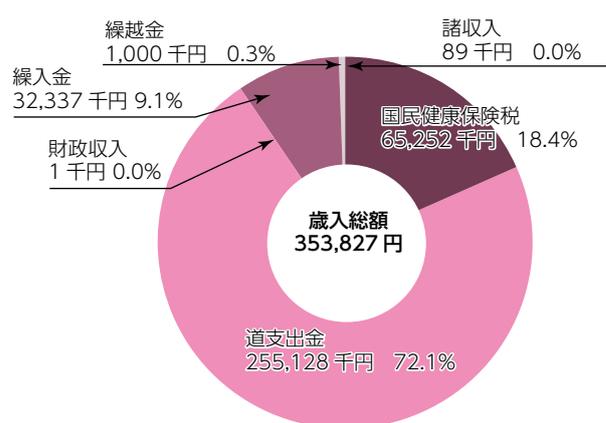
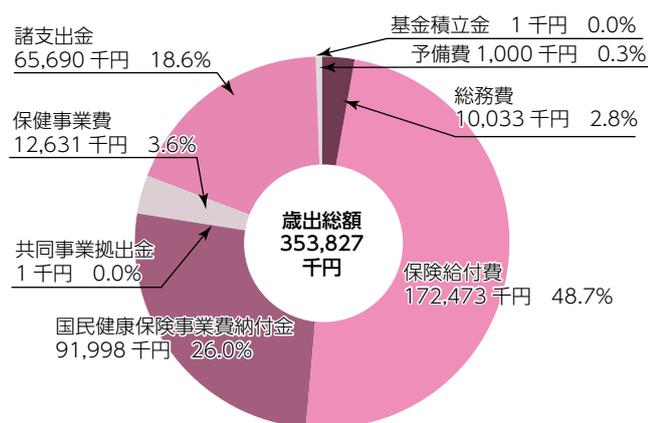


(4) 令和5年度幌延町国民健康保険特別会計当初予算の状況



国民健康保険被保険者証および各種医療受給者証の更新について

現在使用されております国民健康保険被保険者証および各種医療費受給者証は**令和5年7月31日**までが有効期限となっております。つきましては、下記期間において更新手続きを実施いたします。

また、各種医療受給者証をお持ちの方には、更新の案内文を送付いたしますので、下記期間に申請をお願いいたします。

●更新期間・場所

7月5日(水)～31日(月)

幌延・下沼・北進・上幌延・開進地区の方【幌延町役場 住民生活課 生活グループ窓口】

問寒別・中間寒・上問寒・雄興地区の方【問寒別出張所】

●更新の対象となるもの

- ・国民健康保険被保険者証
- ・重度心身障害者医療費受給者証 (緑色)
- ・ひとり親家庭等医療費受給者証 (黄色)
- ・子ども医療費受給者証 (白色)



●お持ちいただくもの

《国民健康保険被保険者証を更新される方》

- ・現在使用している国民健康保険被保険者証
- ・就学のため町外にお住まいの方については、在学証明書または学生証の写し

《各種医療費受給者証を更新される方》

- ・受給される方の被保険者証
- ・高校生以上の受給者については、在学証明書または学生証の写し

●その他

- ・現在、マイナンバーカードを保険証として使用することができる制度が開始されております。マイナンバーカードを保険証として使用される際には、事前登録が必要となりますので、希望される方はマイナンバーカードをお持ちの上、窓口にて手続きをお願いいたします。

お問い合わせ先: 住民生活課 生活グループ 電話 5-1112 告知端末機 5-8812